

第2章 保育所等における登園基準



1. 主な感染症と登園基準のめやす

★印は、迅速検査ができるものです。

病 名	登園停止の期間	潜伏期間
★インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	1～4日 (平均2日)
百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な薬物治療(抗菌性物質製剤による)が終了するまで	7～10日
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	8～12日
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺等の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態がよくなるまで	16～18日
風しん(三日はしか)	発しんがなくなるまで	16～18日
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで	14～16日
★咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルスの亜型)	主な症状が消えた後2日を経過するまで	2～14日
突発性発しん	解熱後1日以上経過し、全身状態がよくなるまで	約10日
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態がよいこと(発しんが出た頃にはすでに感染力はなくなっている)	4～14日
手足口病	発熱がなく(解熱後1日以上経過)、普段の食事ができるまで	3～6日
★RSウイルス感染症	重い呼吸器症状がなくなり、全身状態がよくなるまで	4～6日
★溶連菌感染症(しょうこう熱)	抗菌薬内服後24～48時間が経過するまで	2～5日
流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状がなくなり、医師が感染の恐れがないと認めるまで	2～14日
単純ヘルペス感染症 (ヘルペス性口内炎)	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができるまで	2～14日
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳がおさまるまで	14～21日
★感染性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事ができるまで	ロタウイルス 1～3日 ノロウイルス 12～48時間
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157など)	医師が登園可能と診断するまで	3～5日
带状疱疹	すべての発しんがかさぶたになるまで	期間は特定できない

*登園基準に含まれていない感染症及び、登園可能な疾患でも、発生状況や、重症度によっては登園を控えていただくこともあります。

2. 登園する場合、注意が必要な感染症



*水いぼ

- 原則として、プールを禁止する必要はないです。しかし二次感染のある場合は、禁止とします。多数の発しんがある園児は、プールで、ビート板や浮き輪の共有をさけるようにします。

*とびひ

- 病巣の処置と被覆。共同のプールは禁止します。炎症症状の強いものや広範囲のものは病巣の被覆を行い直接接​​触を避けるようにします。



3. 登園開始時の留意点

- 登園停止の期間がまだ過ぎていないのに、園児の状態が良いとして、登園させたい場合は、医師の診断を受けてから、登園しましょう。
場合によっては、医師の意見書、保護者からの登園届及び病院の領収書等で確認します。
- 登園停止の期間は、病原体を多量に排泄しており他人へ病気をうつしやすい期間を基準として決められています。感染症の集団発生や流行を防ぐため、また本人の健康回復のためにも登園停止期間は休養しましょう。

4. 出席停止の日数の数え方

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった合​​には、その日は日数には数えず、火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります(図)。

図「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます。

